

[別紙 2]

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 山内 弘美

本論文は、半乾燥地に焦点を当て、参加型森林管理の有効性を「持続的森林管理」「公平な森林管理」「生活の安定・向上」の観点から検討し、その有効性を高めるための提言を行ったものである。

このような課題設定を行った背景には、参加型森林管理が荒廃地の回復や住民への林産物供給等の成果を挙げてきた一方で、事業実施後の管理不履行や貧困層への不十分な裨益など実践面での問題が解決されていない現状への懸念がある。理論面においても、弱者救済に関する議論も展開されてきた環境社会学やコモンズ論においてさえ、管理義務を果たせない弱者が排除される現実に対して有効な論理が示されていないという問題意識がある。

そこで、まずは政府の関与を縦軸、住民の関与を横軸とした森林管理の状態を示す四象限を設定し、管理状態に着目して参加型森林管理の類型化を試みた。そして、政府による森林管理が行われていた状態（第二象限）から参加型森林管理の状態（第一象限）へ移行した事例としてミャンマー共有林を、政府による管理も住民による管理も行われていなかった状態（第三象限）から参加型森林管理の状態（第一象限）へ移行した事例としてケニア社会林業を取り上げ、事例研究を行った。

ミャンマー共有林の事例研究では、中央乾燥地における 59 の利用者グループを対象として持続的森林管理及び公平な森林管理実現への貢献可能性を分析した。分析には 2004 - 2006 年に申請者を含む JICA 共有林研修普及計画の普及支援チームが森林管理事務署及び利用者グループとの協議や管理実施状況の確認等を通じて収集したデータを用いた。調査の結果、管理計画作成への住民参加と計画実施の成否には関係が認められず、計画不履行理由の大半はむしろ参加型アプローチに起因することが明らかになった。実施された管理作業の約半数は造林関連作業であるが、植林しても生存率が低く、持続的森林管理の実現は困難であることが示唆された。政府と住民は対等に管理計画を協議しているので両者の公平は促進されたといえるが、コミュニティレベルでは利用者グループの組織化段階において不公平が見られ、利用者グループに入っていない人々に対する配慮の欠如が明らかになった。他方、コミュニティの柔軟な制度運用により排除を回避して共有林を設立しうることも示された。これらの結果から、利用者グループ内の公平は概ね確保されているが、村落の既存の力関係や慣習のなかで公平を促進することは困難であることが示唆された。

ケニア社会林業の事例研究では、女性グループによる小規模苗畑について 2001 年 7 - 8 月に 8 グループを対象に参加型調査手法を用いて生活における小規模苗畑の位置付けを調査した。その結果、小規模苗畑の位置付けは主要現金収入源、自給用苗木調達源など多様であり、その重要性は生活の他の活動との関わりを踏まえて認識されていることが明らかになった。また、小規模苗畑は中止されても植林や個人苗畑の造成など形を変えて生活の安定・向上に寄与する場合があることが示された。

二つの事例研究より提示される政策的含意は次の通りである。(1) 住民だけでは持続的森林管理の達成は困難であり、特に管理実施段階に対する政府の関与を強化する必要がある。(2) コミュニティレベルでの不公平を軽減するため政府の関与、とりわけ住民の参加型森林管理に対する認識を踏まえた支援が必要である。今後の研究課題として、参加型森林管理において森林管理が形骸化する危険性、および自発的にはコモンズが発生し難い荒廃林におけるコモンズ設定の可能性等を検証することが挙げられた。

以上のように、本研究は半乾燥地の参加型森林管理有効性について実証的に検討し、将来の政策に示唆的な結論を得ることに成功しており、学術上および政策上の貢献が大きい。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。